

令和5年4月1日より
労働保険料納付証明の受付・交付担当が労働保険徴収課となりました

- ◆ 担当課の変更に伴い、令和5年4月1日より申請書の様式及び委任状を新様式に変更いたしました。
- ◆ 証明書の申請は、返信用封筒を同封の上、下記へお願いいたします。

宛先 〒460-0008
名古屋市中区栄2丁目3番1号
名古屋広小路ビルヂング15階
愛知労働局総務部 労働保険徴収課

- ◆ 受付順に事務処理を行いますが、郵便配達事情等により、お手元に届くまでにお時間のかかる場合がございます。
証明書のご依頼は、期限に余裕を持ってお願いいたします。
お急ぎの際は、速達郵便等のご対応をお願いいたします。
- ◆ お急ぎの場合は、労働保険徴収課窓口で申請書の受付をいたしますが、いかなるご事情でも証明書の即時交付はいたしかねますので、返信用封筒をご持参ください。
また、窓口にお見えになった方の所属・氏名等を書類にご記入いただき、身分証明書等を確認させていただきます。
- ◆ 納付証明書の申請または受取を、申請する事業場以外の方がされる場合は、事業主により発行された委任状が必要です。
- ◆ 労働保険料等（追徴金、延滞金を含む）に一部でも未納がありますと、納付証明書を交付できません。
法定期限内に保険料を納付の上ご申請ください。

昨今、多数の事業主様より、労働保険料納付証明書のご依頼をいただいております。迅速・公平な事務処理のため皆様のご理解とご協力をお願いいたします。